

## 障害者差別解消法改正及び山梨県障害者幸住条例改正について

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が、令和6年6月までに施行されます。
- 施行後は、「事業者による合理的配慮の提供」や、「差別解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供」の取組を一層進める必要があります。
- 現在、内閣府において、障害者差別解消のための基本的な考え方を示す「基本方針」の改定作業が進められています。
- 山梨県でも、今回の改正を契機として、より障害者が暮らしやすい社会が構築されるよう、一層の取り組みを進めていくことが重要であると考えております。
- そこで、効果的な取組の検討を進めるため、課題やご意見を伺います。

## 1 経緯

R3.6.4、事業者障害者への合理的配慮を義務付けることなどを定めた、障害者差別解消法改正法が公布され、公布の日から3年以内(R6.6.4 まで)に施行されます。(施行日未定)

法施行に合わせて、山梨県障害者幸住条例を改正する予定です。

現在、内閣府において、障害者差別解消のための基本的な考え方を示す「基本方針」の改定作業が進められており、今年度中に決定される予定です。

来年度には、国の各省庁が、事業者等に対し個別の場面での具体的な対応例を示した、「対応指針」の改正を行う予定です。

山梨県でも、改正法の施行に向け、「障害者差別の解消」や「合理的配慮の提供」がより推進されるよう、現状の課題を整理し、効果的な取組について、検討を進めて参ります。

## 2 法改正の内容

### ①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### ②事業者による必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### ③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

## 3 山梨県障害者幸住条例の主な改正箇所

山梨県障害者幸住条例について、障害者差別解消法の改正に伴い、法律と条例で異なる箇所について、改正を行います。

### ①事業者による合理的な配慮の提供(第31条第2項)

現条例では、事業者による合理的配慮の提供について「努めなければならない」となっていることから、法改正に準じて改正する必要があります。

### ②差別解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供(条文なし)

現条例では、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供についての規定がありません。

## 4 検討が必要と考えられること

改正法の施行に向け、以下のような取組が必要と考えております。

### ①「不当な差別的取扱い」を無くすための更なる取組

今回の改正で変わる部分ではありませんが、障害者への不当な差別的取扱いを無くすため、引き続き取組が必要と考えております。

### ②「民間事業者への「合理的配慮の提供の義務化」」の周知

従来、「障害者への合理的配慮」について、民間事業者は「努力義務」となっておりました。今回の法改正により、「努力義務」から、「法的義務」に変わります。

民間事業者の理解不足から、個々の場面で障害者に不利益が生じないよう、周知を進めていく必要があると考えております。

### ③「合理的配慮事例の収集及び情報提供」

法改正により、地方公共団体も、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めることとされました。

山梨県には現在、合理的配慮に関するデータ集がないことから、取組が必要と考えております。

### ④「障害当事者、事業者双方からの相談への対応」

山梨県では、各市町村に、障害者の身近で障害者に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を配置しております。

障害当事者への更なる周知に加え、事業者からの相談への対応も充実させる必要があると考えております。

## 5 これまでにいただいた主なご意見

これまでに、検討事項や課題について、障害当事者や障害者関係団体からも、ご意見をいただいております。

### ①「不当な差別的取扱い」を無くすための更なる取組

- ・当事者がもっと色々な場で発言し、福祉計画の策定や取組に参画していく。
- ・当事者が生きづらさや不安を感じた時、すぐ相談できる窓口があれば、知らずに差別を受けることはないと思う。相談窓口をきちんと知らせることが必要と思う。

### ②民間事業者への「合理的配慮の提供の義務化」の周知

- ・「障害を理由とする差別」、「合理的配慮の提供」の理解と必要性を学習してもらう機会を設けるとよい。
- ・民間事業者の職員を、「障害者差別相談員」として育成し、事業所の相談窓口とするとよい。

### ③合理的配慮事例の収集及び情報提供

- ・事業者に対し「合理的配慮」の学習会を開催し、グループワークで提供事例を紹介しあってもらってはどうか。
- ・合理的配慮とはどういうものか、広く県民の意見を募ってもいいのでは。

### ④障害当事者、事業者双方からの相談への対応

- ・地域相談員の周知がされず、相談先がわからない人が多い。広報でも年1回の掲載ではなく、常に分かるようにしてほしい。
- ・事業者は相談できることも、相談先もわからない。相談窓口の周知も含め、相談体制を考えることが必要。

### ⑤その他

- ・小規模な事業者は、スロープなども整備できないところもある。
- ・商店や駅の無人化は、合理的配慮に逆行している。セルフレジや無人券売機は障害者には使いづらい。
- ・これからは、地域の支え合いが大切であり、地域での生き方が課題となってくる。

## 6 今後のスケジュール

皆様からいただいたご意見を元に、改正法施行後の取組について検討を進めて参ります。

検討した状況や、新たな取組につきましては、次回以降の会議でお示しして参ります。

R5.2.28	令和4年度第2回・障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例改正箇所の確認 ・施行後の課題についての意見交換
R5.3	国「基本方針」改定、閣議決定予定
R5.8	令和5年度第1回・障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・改正条例素案の確認 ・施行後の課題への対応についての意見交換
R5.12	改正条例案取り纏め
R6.2	令和5年度第2回・障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例案、今後の取組の説明 ・施行後の取組についての意見交換
R6.2～3	改正条例案・山梨県議会審議
R6.6?	改正障害者差別解消法施行 改正山梨県障害者幸住条例施行